

独占禁止法基本問題懇談会  
第 34 回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

**塩野座長** それでは、時間になりましたので、ただいまから第 34 回独占禁止法基本問題懇談会を開催させていただきます。

本日の主題は、前々回、前回の会合の議論を踏まえまして修正した報告書(素案)についての御議論でございます。

ただ、報告書(素案)について御議論いただく前に、第 29 回、つまり 4 月 10 日の会合で注意の公表について村田委員から質問が出ておりましたので、まずそれについて公正取引委員会からの御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**松山局長** 「違反被疑事件の審査及び処理について」という年次報告の抜粋の 1 枚紙と、それから新聞発表文、日本道路公団が発注する情報表示設備工事の談合事件についての平成 17 年 7 月 7 日というものと、それから「携帯電話事業者 3 社に対する警告等について」、平成 18 年 12 月 12 日という資料がございますが、こちらに沿いまして簡単に御説明申し上げます。

今、座長の方からもお話がございましたように、村田委員から注意についての公表はどうなっているかというお尋ねがございまして、原則的に警告等については公表するというところでございますが、注意は原則的には公表はしていないということをお話ししたのですが、例外として公表したのものもありませんかという御指摘があったわけでございます。

それで、調べた限りで御報告ということでございますが、一般的な考え方としては年次報告の抜粋をごらんいただきたいと思います。「法的措置及び警告については、当該事実を公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案については、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑の対象となった事業者が公表を望む場合には、その旨公表している」ということでございます。

例えば、立入検査を行って違反事実が特に認められなかったといったような場合に、対象事業者がその違反事実がなかったということで打切りにするという旨を公表してほしいというような御要請がございまして、そうした場合に公表もしています。あるいは、注意につきましてもやはり必要性があるということで了解が得られた場合に公表を行うということをしております。

そういう形で行っているものとして 2 件、新聞発表文を引用させていただいております。最近数年間ではこの 2 件ということでございまして、携帯電話 3 社につきましては前回のときにもそういうお話もございましたが、この新聞発表文に書いてございますとおり、ソフトバンクモバイルに対して警告を行った際に、景品表示法上の問題となるおそれのある表示があるということで、KDDI と NTT ドコモに対しても注意を行ったという旨でございます。

それともう一件、日本道路公団が発注する情報表示設備の談合事件でござい

ます。違反行為の当事者であります名古屋電機工業、星和電機、小糸工業という3社に対しまして排除勧告を行ったわけでございますが、その発注をしておりました道路公団につきましても、その接続等についての情報の開示等々についての要請を行うということを行いまして、それに合わせまして情報表示設備に必要なLEDユニット、これは発光ダイオードランプを縦列した制御回路の器材でございまして、道路標識等に使われる情報表示板には不可欠な材料ということになるわけでございますが、そのLEDユニットを供給している株式会社ドーシス及びシャープに対しまして問題点の指摘を行うということをしたわけでございます。

その点につきましては、1枚おめくりいただきまして3ページ目に「LEDユニットの流通について」ということがございまして、いわば関係人の3社と、それから道路公団の子会社等が設立をした会社でございましてドーシスが、このLEDユニットの販売の代理店という形になります。製造はシャープが行っているということでございまして、それを主としてこの3社に供給をするというわけでございます。その際に、もちろん共同研究開発をしたという経緯もございまして、特許権をこの5社が共同で持っているということでございます。

これに関しまして、このLEDユニットが公団の仕様に採用されているものでございますので、実際に道路公団が発注する表示板に関しましてはLEDユニットを使うことがほぼ必要な条件になっているわけでございますが、ドーシスのみはその供給を行うという際に、3社に対しての販売価格とそれ以外の業者に対しての販売価格について、1割から5割程度の販売価格差を設けていたということでございます。こうしたことで、事実上この3社以外のものがこの分野に参入することは極めて困難になっていたということでございます。

したがいまして、ドーシスに対しましてLEDユニットの販売について合理的な根拠に基づくことなく3社に対しての販売価格と、3社以外のその他の参入社に対しての販売価格に差を設けることが独占禁止法違反につながるおそれがあるという注意を喚起したという事案でございまして。

この事案は3社の談合事案であったわけでありまして、3社以外にももちろん指名を受けている業者はいたわけでございますけれども、やはり3社が圧倒的に高いシェアを占めていたということから、道路公団に要請を行いまして、監視制御盤等との接続に関する情報の問題等々について改善要請を行ったわけでございますが、それと合わせましてやはり材料で不可欠なLEDユニットに関しまして、特定の独占的な供給者になっていたドーシスという会社がこの3社とそれ以外のものについての価格差を設けるということでの問題提起を行ったわけでございます。

こういう面では、関係人の3社と、それから発注主体であります道路公団に

ついでに改善措置だけでは競争状態がなかなか回復することは困難であるということから、当該社が具体的に改善をするという申出もあったことから、具体的な注意喚起を行って改善の指導を行ったという事案でございます。

注意について公表したのは若干イレギュラーな要素があるものについてやっているということでございます。以上でございます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

**村田委員** 質問をさせていただいてもよろしいですか。

**塩野座長** ただ、今日はメインのものがありますので、これについて何か素案の方で加えるというおつもりでの御発言ですか。

**村田委員** そうです。

**塩野座長** しかし、注意の方は私はもう余りやるつもりはないんです。前回あれで締めましたので。

ただ、情報の提供ということで大変重要なことでもありますので今、情報の提供をしていただきましたが、それについて村田委員と松山局長とのやり取りでしたらどうぞ続けてくださって結構ですが、ここで皆さんを交えての議論は私は今日はやるつもりはございませんので。

**村田委員** わかりました。では、とにかく1点だけ御質問をさせていただきたいと思います。

今の道路公団の件について、ドーシスとシャープからは事前に公表について了解を得たので公表しておられるという理解でよろしいわけでしょうか。

**松山局長** 公表する旨はお話しております。

**村田委員** ただ、ここに書いておられます内容で、3ページの1の一番下の段落と、それから2の段落というのはあくまでも一般論的な内容だと思うのですが、1割から5割増の販売価格差が合理的な根拠に基づかないものであったという事実認定がなされたわけではないというように、少なくともこの記述を拝見する限り、理解したわけですけれども、こういう一般論としての内容のレベルでの注意についても、シャープとドーシスが了解された上で公表しているという理解でよろしいわけでしょうか。

**松山局長** 一般論という御質問がよくわからないのですが、具体的にこういう問題点があるということの御説明をした上で公表するということの了解を得て公表しております。

**村田委員** 特にドーシスは注意を喚起したということで書かれていますけれども、シャープが一番下の部分で「販売先を不当に制限する場合には独占禁止法上問題となる旨を指摘した」ということだけで、「注意」とも記載されていないわけですが、それでも、公正取引委員会の違反事件処理の区分でいう注意に当たるといえることになるのでしょうか。

**松山局長** 注意ということではございません。

**村田委員** 注意でもないのに社名が公表されるということになるわけですか。

**松山局長** それは、ドーシスという会社自身を流通が、その次の5ページにございますが、シャープが製造してドーシスが販売代理店になっているという構造なものですので、こういう事実関係からこういう状況が出てくるというわけでございます。

**塩野座長** 公表はいろいろな場合になされて、また情報公開請求で出る場合もありまして、ここでの議論は警告・公表というシステムが一応でき上がっている。それについてどういうふうに法令上整備したらいいかということで議論をしてみいましたので、今の点はまだいろいろ御不満の向きがあるかと思えますけれども、どうぞまた別の機会に御質問いただいて結構だと思います。

それでは、今日のメインのテーマに入りたいと思います。報告書(素案)につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

**東出参事官** 資料ですけれども、「報告書(素案)」というものをお配りしてございます。

表紙から2枚めくっていただきますと1ページ目に「はじめに」から始まりますけれども、ここは変更がございません。

変更のあるところは3ページの下の方で、若干変更がございましたけれども、これは用語の整理を事務的にしただけでございます。

それから、4ページ目にまいりまして真ん中辺りに修正を加えてございます。これは消費者政策の部分ですけれども、御意見がございましたので御趣旨を踏まえて、若干分量は整理をさせていただきましたが、修正を加えた部分でございます。「消費者基本法」ですとか「消費者の権利」、「国の責務」というようなキーワードは網羅したつもりでございます。

5ページですけれども、上の方で1のタイトルの横に括弧書きで「(独占禁止法の概要及びその施行状況については資料1、2参照)」とあります。これは、参考資料を用意しますということを前回申し上げましたけれども、その資料参照のために関係部分についてこれ以降、各部分にこのような括弧書きを加えております。

それから、その3行下に「民事上の措置」という一言を加えております。これは、民事上の措置についても触れる方がよいのではないかという御指摘がございましたので、ここで頭出しをいたしまして、6ページの上の方で独占禁止法の民事上の措置ということで差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟の規定があるということを制度の説明として加えております。

しばらく修正はございませんで、10ページに飛ばさせていただきます。10

ページの(2)のところで、「欧米主要諸国においては、競争法違反行為に対して、行政上の金銭的不利益処分と刑事罰を科していないこともあり」、これは前回のバージョンではこの文章の後ろにあったのですが、文章の前後の関係をはっきりさせるために場所を入れ替えております。

11 ページにまいりまして、「実態として刑事罰と行政上の金銭的不利益処分を併科することとはなっていないにしても」ということで、それとの対応で言葉を加えてわかりやすくしたつもりでございます。

それから、11 ページの真ん中辺りに「二重処罰に当たらないにしても」というところを、前回のバージョンは「憲法に違反するわけではないが」と書いてあったのですが、「憲法に違反するわけではないが」といいますと二重処罰以外に比例原則の話などもありますので正確を期したつもりということでございます。

もう一枚めくっていただきまして、13 ページの上の方に「この点に関しては」ということで、金額調整の話について両論あったということを書き加えてございます。その関係で脚注の9を加えておりまして、証券取引法上の金額調整の扱いについてどうなっているかということの脚注を追加しております。

14 ページにまいりまして、真ん中辺りで「EUと比べると」という言葉を正確を期するという観点で書き加えております。

それから、その少し下辺りで「改正法施行後の状況を勘案し」ということで、これは御指摘がありましたので付け加えております。

それから、前回御意見がありました、「中小企業と大企業の利益率の違いなどを考慮すれば軽減算定率が定められていることは妥当である」というところを御意見ということで加えております。

15 ページの関係では、上の方の3分の1辺りに「制裁としての機能も持つが」ということで、念のために表現を加えております。

あとのところは、表現をそろえるということで「べき」という言葉を「適当」という言葉に置き換えております。

16 ページにつきましては下の方のなお書きのところですが、法令遵守体制についてもう少し具体的に書き込んでどうかという御指摘もございましたので、若干言葉を追加をして書き込んだ形にしております。

17 ページにつきましては下の方ですが、「ガイドラインの作成等を通じた」云々で予測可能性の確保ということで、排除型私的独占のところでは予測可能性ということの御指摘がございましたので、言葉を書き加えてございます。

19 ページにまいりまして「不公正な取引方法」のところですが、ここは前回いろいろ御議論がありましたので、不公正な取引方法を違反金の対象とすることが不適当とする立場ということで、理由として加えておりまして、

競争の実質制限に至らない行為について違反金を課すことは現行の課徴金制度との整合性という問題があるという話と、それから一部だけ抜き出して違反金の対象とするのは法体系全体から見た検討が必要ということを加えております。

下の方の「これに対して」というところで、告示による指定方式の話ということが前回もございましたので、その部分を加えております。

次のページにまいりまして20ページの上の方ですけれども、これは不公正な取引方法は違反金の対象とすることができないわけではないという立場の御意見のところですが、わかりやすくなるようにという趣旨で若干表現を修正しております。

それから、イの第2段落の最後のところです。これは「抑止の必要性を検討すべきであると考えられる」ということで修正をしております。前回のバージョンでは「抑止の必要性が高いと考えられる」という形にしておりまして、抑止の必要性が高くて違反金の対象とすることが前提というような感じで読めるかなという議論がございましたので、そこをニュートラルな形になるように修正をしております。

それから、景表法との関係についての御指摘がありましたので、その下の部分で修正を加えております。

23ページにまいりまして「審判制度の在り方」の箱の中のところですけれども、「事件処理の効率化」というところを「処分の早期化・審判件数の減少」ということで、若干正確さを期したといえますか、不服審査型審判方式の効果の関係というものははっきりさせたいつもりでございます。

それから、(1)の頭のところで「審判は」という一文を加えておりまして、審判制度というのはいろいろあるけれども、ここではこういう独占禁止法上の審判制度について検討をしているのだということをはっきりさせるということで1段落加えております。

下の方は、わかりやすくするということで御指摘もございまして言葉を加えたところでございます。

24ページにまいりまして、審判制度を設けることが適当という理由ということで、前回の御議論を踏まえまして を加えております。独占禁止法の執行については独立性・中立性が重要ということで、「公正取引委員会が独立行政委員会であることが競争政策の定着に大きく貢献したことに留意する必要がある。準司法的機能を持つことが公正取引委員会の独立性を認める主要な根拠の一つである」ということを付け加えてございます。

25ページは、表現ぶりの用語の問題ということでございます。

27ページの上の方も用語の問題ですが、見出しの関係で言葉をそろえただけでございます。

28 ページも、用語をそろえたというところ です。

29 ページにまいりまして、( 5 ) のすぐ上のところですが、なお書きを追加しております。これも御指摘がありました部分ですが、指名停止を受ける時期をコントロールするため審判で争うことは考えにくいのではないかと御意見があったということをつけ加えております。

それから、( 5 ) の「結論」の部分につきましては検討の過程を頭に付け加えておりまして、3 つの方式について検討をして審判制度を設けることが適当である。次いで不服審査型と事前審査型について検討をしたということで、議論の過程を最初に書き加えております。

それから( 5 ) の真ん中辺りですが、「違反行為が後を絶たない中で迅速な処分、実効的な法執行が求められていること、を踏まえて」と、前回、現在の社会が求めている現状認識の下ではという御意見がございましたので、その部分を反映させたつもりでございます。

30 ページにまいりまして、2 の「審判に対する信頼性・透明性確保」の頭の部分で、前は「審判制度では」ということできなり始めておりましたけれども、審査機能と審判機能が一緒になっているということがあるので、信頼性・透明性とか第三者性という話が出てくるのだというところがわかりやすくなるように文章を加えております。

31 ページにまいりまして、具体的に信頼性・透明性を高める方策ということで例示をしておりますけれども、これは御指摘もございましたので として被審人と利害関係を有する者などの審判官指定からの除外というものを付け加えてございます。

それから、32 ページでございます。ここは真ん中辺りで「以下の理由で」というところに理由が3 つございます。この中で、まず と の順番を入れ替えたということが1 つございますけれども、その上のところで、前回のバージョンでは審査官手持ち資料について処分対象者すべてと調整をしなければいけないということで、裸ですべて調整しなければいけないのだと書いてあったのですが、企業秘密で問題になるのは全員とは限らないだろうというような話があったわけににくいところもございましたので、企業秘密の有無の確認が必要だということで、そのせいですべての事業者と調整が必要になると考えられることになるのだということをはっきりさせた部分でございます。

1 つ飛ばしましたけれども、32 ページの上の部分で「諸外国の状況」というものも引用しております、脚注の 23 で E U の証拠開示の状況というものを追加しております。

33 ページ、34 ページ、35 ページ辺りは用語の整理ということで御理解をいただければと思います。34 ページの については、前回御意見がありましたと



ころを整理したものでございます。

36 ページですけれども、「警告・公表の在り方」につきまして、警告と公表をなるべく分けて議論をするという御指摘がございましたので、できるだけその趣旨を踏まえまして文章の整理をした部分でございます。

37 ページにつきましてはたくさん修正がありますけれども、ここはほかのところとの平仄上、表現をそろえたということで御理解をいただければと思います。

38 ページの最後の2行目の後ろから「独占禁止法違反行為の減少に資すると考えられ」というところを追加しております。これは、御指摘がございましたので言葉を追加したという修正を加えております。

以上でございます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。今、御紹介がありましたように、この素案は御指摘をいただいた点を参照しながら訂正した部分と、それからせっかく御指摘いただいたんですけれども、多少表現の問題、文章のあやみtainなところもありますので、私も逐一検討はいたしました。そこは取り入れない部分と、それから取り入れた部分とがございます。それから、私なり事務局なりで考えたところで、ここは御指摘はなかったけれども、全体の議論の過程がわかりやすいようにということで付け加えた部分と、そういったものがございます。

そういうことで、それぞれ御自分の御意見が反映されているところと、それから御自分の御意見が反映されていないところと、いろいろあろうかと思えますので御議論をいただきたいと思えます。なお、実質的な議論は恐らく今日が最後になろうかと思えます。

それで、議論の進め方でございますけれども、この前と同じように の「違反金の制度の在り方」から順に の「審判、行政調査手続等の在り方」、 の「その他」と御議論いただき、その後、前に戻りまして「はじめに」と、 を御議論いただければと存じております。

そこで、早速でございますけれども、 の「違反金の在り方」から御議論をいただきたいと思えます。見え消しでもどちらをごらんいただいても結構だと思いますが、最初に1の「違反金と刑事罰の在り方」、それから2の「不当な取引制限、私的独占（支配型）に係る違反金の水準、算定方法等」の部分、溶け込み版のページ数で申しますと8ページから17ページまでの間についてでございます。まずそこをひとくくりといたしまして御議論をいただければと思えます。どなたからでも結構でございます。

それから、このまとめについての総括的な御意見はまた後で最後のところでいただきたいと思えますので、最初は多少各論から入らせていただきたいと思

います。よろしく御議論をいただきたいと思います。どうぞどなたからでも結構でございます。

村上委員 あとは残り少なくなりましたので、まず 14 ページに書いてあります「カルテルに対する制裁水準」ということで、私の発言要旨ということで出ていると思います。

多分、ここに書いてある「改正法施行後の状況を勘案し」というのは、この前の私のところをかなり入れてもらってこういう表現になったんだと思っています。ただ、もう少しそこを詳しく書いてもらえないかということで、理由をここにいろいろ書いております。1つは、先ほど申し上げたように前回の改正時の経緯からいきまして基準算定率 10%、それから上限算定率 15%までいけば国際的にもそれほど遜色のない制裁金額になるであろうという議論は1つございました。それからもう一つ、企業に対する課徴金の引上げだけでは足りないものであって、刑事罰を活用してカルテルに対する違反抑止を強めようというのが前回の改正の大きな目的というか、ポイントになりました。

それで、個人に懲役、禁固刑、罰金刑を科すという個人処罰というのはやはり威力を発揮するんだ。各国でも、カルテルに対しては個人処罰を中心に刑事罰を強化している。前回の改正でやったのは、犯則調査権限を導入することと、実際には前回紹介にありましたように日本でも事実上の刑事免責に近いことを課徴金減免制度で入れて、したがって刑事罰を活用していこうということの改正を行った形になります。

実際にも改正施行後、前回公正取引委員会から紹介がありましたように、刑事告発をする件数というのは名古屋の地下鉄の工事とか、緑資源機構その他がありまして、それまでは大体刑事告発される事件数というのは2年に1件の割合だったわけですが、現在では多分1年に2件程度までは増えていますし、個人に対する刑罰も重くなる傾向にあります。それで、私は前回の改正というのは非常によく働いているのであって、現行制度全体として見れば十分にカルテル談合に対する違反抑止力は発揮しているし、談合というのは崩壊に向かいつつあるのだらうと認識しています。そこで、むしろカルテルについては現時点で課徴金額をどうかして上げるとかという議論よりは、むしろ当面は刑事罰をより一層活用することによってカルテル談合を根絶していくことを優先すべきであろうというのが今の状況であろうと思います。

それで、14 ページの「改正法施行後の状況を勘案し」という表現をもう少し、その頭に例えば「刑事罰（法人処罰と個人処罰）の違反抑止効果も踏まえた改正法施行後の状況を勘案し」という程度に変更していただけないかというのが希望です。

というのは、これだけ読みますとどうしても事業者に対する課徴金というか、

制裁金のみを議論しているのかなという感じで、ずっとこの文脈になっていきますので、ここは入れてもらった方がその施行後の状況のところがよくわかるのではないかと思います。

**塩野座長** この文言は、個人処罰まで加えると何が何だかわからなくなるところもございますし、また改正法施行後の状況というのはいろいろな諸事情を考慮しということですから、そうすると、実はほかに刑事罰以外にこれもあるではないか、これもあるではないかというようなこともありますので、私はこの「改正法施行後の状況を勘案し」というのはいろいろなことを考えるんだと御理解いただければよろしいし、また今日の村上委員の御発言もそれなりに記録に残ると思いますので、ここはあえてこれを加えない方が私はいいのではないかと思います。

**村上委員** 私は座長に一任するつもりで来たのですけれども、この文脈の位置から言うとうちでも刑事罰のところはほとんど出なくなって制裁金というか、違反金についてずっと議論している文脈だけに入ってしまうので、それで本当に大丈夫かという感じの話になります。

**塩野座長** ただ、刑事罰は、要するに併科方式を採ったことも加えてもというふうな形で既に両にらみをしている。しかし、この違反金のところではどうかという言い方をしていますので。

ただ、今、申しました改正法の施行状況というのはいろいろなことを考えるということで御理解をいただければと思います。ほかにいかがですか。

では、先ほど申しましたように8ページから17ページの間の部分の1と2につきまして御意見があれば承りたいと思います。

では、石井委員どうぞ。

**石井委員** 私は法律の専門家ではありませんので、文章を読んでよく理解できない箇所がございます。報告書では、違反金と刑事罰を併存・併科することが適当であるという結論になっているわけですが、私の意見としては、前回ペーパーを提出いたしましたとおり、改正法では課徴金を行政上の制裁と位置付けられたと考えられるので、刑事罰の併科を避け、課徴金に一本化するべきではないかと主張いたしました。これはこの報告書の中に触れてあるのでしょうか。それとも、全然書かれていないのでしょうか。

**塩野座長** ここで一本化と併科についていろいろ議論をしまして、その両者に、一本化はこういう考え方、併科はこういう考え方ということで、そのことはここにきちんと書いてございます。

ただ、では一本化はだれが主張したかということについて一々書いてございません。実は私も主張しているんですけれども、座長はこうだというようなことは書いてありません。では、だれがこれを言ったのかということはずっと記

録を見ていただければきちんとわかるようになっておりますので、一本化方式というのは石井委員の御発言であるということは私も十分承知をいたしております。

そういう御主張もございましたので、こういう形でまとまっているということでございます。業界の方が何もおっしゃってなければ、もっと別の形でまとまったかもしれません。石井委員の御発言も十分踏まえてのことでございます。

**石井委員** わかりました。ありがとうございます。

**塩野座長** よろしゅうございますか。最後のところでまた包括的な御議論をいただいても結構だと思います。

それでは、続きまして「3. 私的独占（排除型）、不公正な取引方法を違反金の対象とするかどうかについての検討」、「4. 違反金と損害賠償（違約金）等との関係」の議論、溶け込み版のページ数で申しますと17ページから22ページの間部分で御意見を伺わせていただきたいと思いますが、順序から申しますとまず3のところについて、更にこの中を多少小分けして申し訳ありませんが、村上さんの御意見も出たりしておりますので、私的独占の排除型から入っていただきたいと思います。

では、村上さんどうぞ。

**村上委員** 用意したページで、これは非常に短いものです。

というのは、ここで初めて「ガイドラインの作成等を通じた要件の明確化による予測可能性の確保に留意し」という一言が新たに入ったものなので、その関連になります。実際には、EUの競争法でも私的独占（排除型）に対応する禁止規定というのは独占禁止法の文言と同様に抽象的であることは事実であるわけです。ただ、EUで余り不満が出てこないというのは、やはり判例の集積による判例法が形成されているため、違反金の対象範囲というのが割と明確になっているから、不明確だという不満が出てこないのだと思います。しかも、判例法というのはガイドラインと違いまして、裁判所の判断を法的に拘束するものであります。

したがって、17ページに「ガイドラインの作成等を通じた要件の明確化による予測可能性の確保に留意し」と書くのであれば、その前に「判例法の形成によるルールの確立やガイドラインの作成」と書いて、やはり判例法をきちんと事例をつくって、そこで個別ケースを通じて違反行為の範囲を明らかにするという方がむしろ本筋の議論だろうと思ひまして、頭にそれを書いてもらった方がいいのではないかと一語付け加えてございます。

**塩野座長** この点は、政府、官房長官に物を言うことになるわけです。判例法の確立となると裁判所はしっかりしてくださいという話になりますので。

**村上委員** その前に、3条違反に対して公正取引委員会が積極的に法適用をして事件をやるということが大前提で、そこで排除措置命令を出すとか、それを前提にして判例が生まれるんだと思いますので、そこは積極的な運用をしてもらうということが前提になると思いますが。

**塩野座長** だけど、判例法ということになりますと、ただ判例が出たのでは致し方ないので、いろいろなきちんとした判例をつくってくださいというメッセージが入ってしまいます。

司法制度改革推進本部の時代に行政事件訴訟法の改正に私が参加させていただいたときには、裁判所にオープンスペースを差し上げますから権利保護のためにどんどん柔軟な判例を出してくださいということをやったので、これは裁判所の方では余りお気に召さなかったと思いますけれども、しかしそれは司法制度改革推進本部という立場でそういう発言ができたわけです。ここは公正取引委員会がこれをまず執行するところでした、それから官房長官という政府中枢の機関に言うものですから。

私は、これは中身は大賛成なんです。だから、そのために公正取引委員会もどんどんやるし、それから企業が何でもかんでもどんどん訴えなければいけない。闘わなければいけないので、それは大賛成なんです。

**村上委員** そうすると、言い方を換えさせてもらって、公正取引委員会が例えば3条の私的独占排除行為についても積極的に取り組みとか、積極的な法執行を行いという言葉ならば、趣旨は自動的に判例法の形成につながる議論になるかと思しますので、そういうふうに。

いずれにせよ、先例がないというのは確かにあいまいさの最大の原因になっているのだらうと思います。

**塩野座長** 分析的にはそのとおりだと思います。だけど、ここで公正取引がしっかりやれと言ったらまた反対の意見が巻き起こりますので。

**村上委員** 座長に最後は一任ということになると思いますが、そこはできたら書いてもらった方がいいのではないかとのことでございます。

**塩野座長** 御趣旨は理解しますけれども、要領については私は余り賛成しないところがございます。どうもありがとうございました。

ほかに、私的独占のところはいかがでございますでしょうか。もしよろしければ更に進ませていただきますが、「不公正な取引方法」については増井委員からペーパーが出ておりますのでよろしくお願ひいたします。

**増井委員** 私の意見は、「不公正な取引方法」に関する結論の部分、それから19ページの上から3行目から6行目の部分、更に21ページの4の「違反金と損害賠償(違約金)等との関係」、その前の3行について、若干御検討いただきたいというもので、そこに一種の別案をつくって差し上げております。

一言で言いますと、私の意見は前々回、つまり6月4日の本会で申し上げたとおりです。この原案になっている「不公正な取引方法」についての結論部分を見ますと、立法府からボールを投げられて、またそれを立法府に投げ返すということになっているが、それが適当かという問題意識等があります。しかし、いずれにしても、本懇談会には、いろいろな意見の方がいらっしゃるし、時間が余り残されていない。したがって、ここは両論併記でいってはどうかということにしています。

ですから、かつ論の部分は本文の中にも書いてありますが、「違反金の対象とすることは不適當であるという立場と」というものを加えて両論あった、従前、原案にある立場と、不適當という立場と2つあったというふうに変更する。そういうことでお願いしたいということが1つです。

それから19ページの上から3行目の部分は理論的に不適當だと思います。つまり、ここには「不公正な取引方法を違反金の対象とすべきかどうかについては、以下に指摘するように、なお、政策的、技術的見地から最終的な判断を要する点がある」。これは、今、言いました「違反金の対象とすることが不適當という立場」にかかる文章ではないはず。「これに対して」以下の部分についてはそういうことが言えるわけですが、その前の部分については言えない。ですから、ここに出すのも不適當ということが1つ。それから、この部分は、先ほど言いました21ページの4の直前の部分と重複している。だから、これをここに書く必要はない。

そうすると、19ページの上から5行目の括弧書きの部分の部分が突然出てくることになるのですが、これはいかにも唐突な感じもします。もともと3の表題は、「私的独占(排除型) 不公正な取引方法を違反金の対象とするかどうかについての検討」ということですから、ここでは違反金の対象とするかどうかということ論じるべきであって、刑事罰についての言及は最後に持ってくるというのが論理的だろう。

そして、先ほど言いましたことと関連するのですが、21ページの中ほどの「以上のように、不公正な取引方法の取り扱いについては、なお、政策的・技術的判断を要するので」云々と書いてある部分は、先ほど言いましたように「違反金の対象とすることも考えられる」という立場についての言及なので、その趣旨を明確にしたい。

基本的には、私は、この段階になったら両論併記でやむを得ないだろう。あとはその関係で、文章といたしますか、全体の体系の整理をするということが望ましいだろうと思って、私としては妥協案を提示させていただきました。御検討いただきたいと思います。

**塩野座長** 増井委員の御意見自体は既にお配りをしてあると思いましたが

れども、その趣旨については今、初めてこの場で披露されたものと思いますので、しばらくお考えいただいた方がよろしいかと思ます。

ただ、一言だけまず弁明をさせていただきたいと思ますが、現在の括弧の中では、でも私の理解では両論なんです。けれども、それは「違反金の対象とすることの適否」とありまして、ここでいいか悪いかということについての議論をしてあるので、そこを見てくださいますというつもりで書いてあるので、決して一本にまとめて書いたつもりではございません。

ただ、増井委員が御指摘のように、そこが必ずしも明確ではないということでございますので、私としてはこのペーパー全体に流れる一つの基本的なトーンでございますけれども、ここでなされた議論はできるだけ忠実にこれをフォローするというところでございまして、この部分につきましては多数・少数について認識の違いはございますが、両方の意見があった。片方は適当ではないという考え方、片方ではいろいろやってみてもいいじゃないかということいろいろ考えてみたけれども、しかし片方の方ではなおまだ結論が出ていないといったことでございますので、私としても増井委員の御指摘のように、この括弧書きの中で2つの立場があったということを確認にすることは適切ではないかと私自身は思っておりますが、皆さんのお考えはいかがでございますでしょうか。

それから、御意見の中には、ほかに修正案の前では技術的見地も踏まえて結論を得ると書いてあったんですけども、「更に検討を重ね」という意味で、このところはまだ詰まっていないではないかという趣旨の御意見も出されたので、それをここで「更に検討を重ね」というふうに書いてあるわけでございます。以上でございます。

しかし、この括弧書きの具体的な文案をどうするかという点については、増井委員のこのままでいいのか、それとももう少し何か考える余地があるのかということはこれからの議論の対象にしたいと思ますが、まず両方の立場があったということをここですっきりと出した方がいいのではないかと御指摘で、私もそういうふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、四角の中はこういうふうにさせていただきますと思ます。

そのときに、余り細かいことを言ってもあれなんですけれども、こちらの立場で、その次の立場がえらく長いんですね。これは、中身を見ればこういうことであるということがわかりますので、実はこれは私も拝見しまして私なりに事務局とも相談しながら文章を考えてみた案があるわけでございますけれども、ひとつ御披露してよろしゅうございますでしょうか。

不公正な取引方法については、違反金の対象とすることは不適當であるとい

う立場、これは明確にしてあります。それから、違反金の対象とすることはできないわけではなくという、ちょっと変な大和言葉が入ります。増井委員の言うように、頭からだめだなどというわけでもないんじゃないかという立場が実はあったわけです。ですから、違反金の対象とすることはできないわけではなく、必要なものについては違反金の対象とすべきであるという立場があったということでございます。

しかし、次の最後の立場についてはまだ更に検討すべき余地があるものであるということで、増井委員の方にそれが残っているわけでございますけれども、私の感じですとここでは2つの立場がありました。後の中の方で、素案で申しますと21ページ辺りでございますけれども、ここが後者の立場であることを明確にしなければいけないというのは増井委員の御指摘のとおりだと思いますので、不公正な取引方法を違反金の対象とすることができないわけではないと、そういう立場からは政策的・技術的判断を要する点について更に検討を重ね、結論を得ることが期待される。

増井委員の「検討を重ね、結論を得ることを期待したいとする」という文章と、「期待される」という文章と、これはただ文章の違いの話でございますけれども、こういったように明確に分けたといえますか、めり張りを付けるということについては私も賛成でございます、こういうふうな案がひとつ考えられるわけでございますけれども、まず増井委員の御意見を伺いましょう。

**増井委員** 私は別案をつくることになるべく原案を活かしたいという意思で、なるべく原案から言葉を拾ってきて別案をつくったつもりですので、それをわかりやすくすることに異論はありません。今のお話で結構です。

もしそうだとすると、別案の最後に書いてある部分は19ページの上から5行目の括弧書きの部分そのまま、これは文章として本当に熟しているのかという感じがしながら、「なお」以下の別案の一番下の部分は取り出してそのまま持ってきました。ついでならばその部分も適宜直していただいて結構だろうと思います。

**塩野座長** 「不公正な取引方法については、刑事罰の対象ともなっていないが、まずは違反金の対象とすることの適否を検討した」、ここでございますか。

**増井委員** そうです。ここの部分はなるべく原案を活かすということで、あえて時間の関係でそのまま生かしたただけのことですので、本当は私自身だったらこうは書かないだろうと思っていますけれども、

**塩野座長** そこは御勘弁願うかもしれません。

そうしますと、今の箱書きの中は今、申しましたとおりです。そして、最後の21ページのところに今のような限定を付ける。「違反金の対象とすることができないわけではないとする立場からは」云々という形で整理をする。



それから、先ほど御指摘のございました刑事罰は、置き場所の問題もたしかあったと思うんですけども、その点についてはどういうことでしたか。

**増井委員** それは表題との関係です。違反金の対象にするかというのがテーマですから、そうすると刑事罰の対象にするかは最後に持ってくるべきだということでございます。

**塩野座長** この置き場所は、私もそのとおりだと思います。

大体こういうことございまして、私は増井委員と直接お話をしたわけではないので今日初めてこういうふうな御披露をするわけですけども、皆様お聞きになりまして、やり取りの趣旨はおわかりいただけたと思いますが、内容的なこともさることながら、そこは一部妥協していただいてどうもありがとうございました。やはり国民に一番わかりやすく、どこが対立しているのかということがわかりやすくなった方が私もいいと思いますので。

では、佐野委員どうぞ。

**佐野委員** 私は増井委員と反対に違反金の対象にすべきだと思っているわけで、すべきというところの中に消費者被害が多発しているということを1行付け加えていただけないかと思うのと、もう一つ、19ページの一番下の注意書きの16の「1例しかない」というのは強過ぎるので、要するに1例あるわけですから「ある」だけではだめなのでしょうか。

**塩野座長** では、そこは事務局に考えさせます。

それから、今のお話は消費者被害があるということについては本文の中の方で書いてございますので、そこは括弧書きに入れる必要はないと思います。括弧書きに入れますと長くなってしまいますので、それは趣味にもよるんだと思いますが、佐野委員の文章は大変委曲を尽くしているんですけども、ずっと頭に入らないというか、かえっていろいろなことがあるとぴんと頭にこないところがありますね。だから、また後でこれでは短過ぎると怒られるんだろうと思いますけれども、前の方の検討のところですね。あれも何が一番大事かという、消費者の権利ということが認められているという、それが一番大事なので、どういういきさつでそれが認められたかというのは私は余り本質的な事柄ではないと思うんです。

**佐野委員** 今、申し上げているのは四角の中ではなくて19ページの中ほどの最後の段落に「これに対して、違反金の対象とするべきである」で、  
とありますが、その「違反金の対象とするべき」という中には消費者被害も多発と……。

**塩野座長** そこは、入るかどうかが考えさせていただきます。実質的には入っていると思うんですけども。

**日野委員** この注の16は実は私が担当した事件ですが、かなり古い事例で、

昭和44年です。要するに、不動産業者が排除命令を受けて、その確定審決があったわけですが、それに違反するようなチラシを配ったという事件で、ちょうど私が公正取引委員会でお世話になっているときだったので高検と随分交渉をして何とか告発に持っていくことができたのですが、これはちょっと事例としてはいかがなものか。

**塩野座長** でも、日野委員がやったとはここに書きませんから。

**日野委員** もう44年ですから今から何年前でしょうか。1969年の事件ですから。

**塩野座長** 佐野委員、いかがですか。

**佐野委員** 私もない方がいいと思います。

**塩野座長** それでは、ないことにしましょう。

それから、さっきちょっと勘違いして失礼しました。佐野委員の先ほどの御意見については、具体的なところで20ページのどこかに入るかどうか、ぎまんの取引、顧客誘引、優越的地位の濫用、特にぎまんの顧客誘引の辺りだろうと思いますけれども、その辺で今の言葉が入るかどうか、ちょっと検討させていただきます。どうもありがとうございました。では、どうぞ。

**村田委員** もともとこの注をつくっていただきたいというのは、私が前回は申し上げた点だと思いますが、要するに、過去、確定審決違反罪が問われた事例が今の1件があるにしてもほとんどない。だから、今の法制で十分ではないかという趣旨で申し上げたわけです。

**塩野座長** どうもありがとうございました。そこで、この取扱いについては後で休憩時間がございますので、その間に今の四角のところの文章、そしてその後のところの文章を整理して皆様に休憩時間後にお渡しして御確認をいただくというやり方をしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、4の「違反金と損害賠償等との関係」のところでございますが、もちろんその前の方の3のところでお御議論があれば伺いますけれども、もしなければ4の方に移らせていただきます。

よろしゅうございますか。それでは、10分間休憩をいたしまして、その間に今の修文の案を用意させますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。10分間、休憩をいたします。

(休憩)

**塩野座長** それでは、会議を再開させていただきます。

今、御指摘のあったうち、佐野委員からの御指摘の問題、消費者のことをどこに入れるかという点については、もちろん利益が当然に含まれているという

理解でございまして、それは本文の最初の「検討の基本的視点」からしても当然そうだと思うんですけども、それをどこに入れるかというのはもう少し考えさせていただきたいと思います。それで、先ほど申しましたアでやるのか、それともイのところの点でもう少し個別各論のところを書くのかということと両方考えなければいけないところがございまして、また御相談はすると思えますけれども、今日のところは御猶予をいただいて消費者の利益をどこでどう入れるかということ、19 ページから 20 ページのどちらかで入れるということで御了解をいただければと思います。

それから、増井委員の御指摘の点にかんがみて修文をしたものがお手元に届いていると思います。この点について、東出参事官の方から読み上げていただけますか。

**東出参事官** それでは、確認をさせていただきます。

1 枚紙でページが振ってありませんけれども、上の箱が本文といたしますか、冊子の方で 17 ページになります。変わった部分ですが、「不公正な取引方法については、違反金の対象とすることは不相当であるという立場と、違反金の対象とすることはできないわけではなく、必要なものについては違反金の対象とすべきであるという立場に分かれた」ということで、箱の中の第 2 段のところが書換えになっております。

それから、ちょっと飛びまして(2)はところで 19 ページになるのですけれども、最初の 5 行、「不公正な取引方法を違反金の対象とすべきかどうかについては」云々というものと、「不公正な取引方法については刑事罰の対象ともなっていないが」という括弧書きの合わせて 5 行が削除になっております。

それからずっと飛びまして 21 ページにまいりまして、ウのところの最後の「以上のように」というところの段落です。「以上のように、不公正な取引方法を違反金の対象とすることはできないわけではないとする立場からは、政策的・技術的判断を要する点について、更に検討を重ね、結論を得ることが期待される」としまして、1 行置きまして括弧書きで消しました「不公正な取引方法については、刑事罰の対象ともなっていないが、まずは違反金の対象とすることの適否を検討した」という一文を加えております。

**塩野座長** よろしゅうございますでしょうか。今お目に掛けたところですので、何かてにをは等について御疑問があれば、まだ 26 日まで余裕がありますので御指摘をいただければと思います。何か御質問はよろしゅうございますか。

私が言うのもあれなんですけれども、「以上のように」は要らないのかもしれないですね。削ってよろしければ、削りますが。

**増井委員** そうですね。

**塩野座長** では、これは削ります。

どうもありがとうございました。それでは、この素案につきまして引き続き御議論をいただきたいと思います。

そこで、これからは の「審判手続、行政調査手続等の在り方」から御議論をいただきたいと思います。

まず「審判制度の在り方」と「審判に対する信頼性・透明性確保」の部分、溶け込みのページ数で申しますと23ページから31ページまでのところでございます。この点についてはいろいろ御指摘もございましたし、それから私の方でちょっと付け加えさせていただきましたのは、審判制度、審判制度と言ってもいろいろな審判がありますので、我々の念頭に置いている審判はどのようなのかということを書き加えてしまった方がいいのではないかと思います、やや教科書的なことで御承知の方については何も今更ということかもしれませんけれども、国民に対する情報提供という形ではこういうものがあつた方がいいかと思います。5、6行付け加えたということでございます。どなたからでも結構でございますから、御意見をいただきたいと思います。

では、石井委員どうぞ。

**石井委員** 箱のところでございますが、最後の「一定の条件が整った段階で、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当である」という文章なのですが、意味するところがはっきりいたしませんので、例えば「一定の条件を早期に整え、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当である」というふうに訂正いただけないでしょうか。

**塩野座長** これは文章から申しますと、一定の条件を整える、ということにはならないので、一定の条件が整わないと、整える条件もございませぬけれども、やはりいろいろな環境がございませぬので、そういった環境の在り方も見ないといけないということで、ややほんわかとした形で「一定の条件が整った段階で」ということなのですが、ただ、中身の方をどういうふうに読んでいくかなのですけれども、不服審査型審判方式は前回もちょっと今村教授の『判例法釈』で御紹介しましたように、どうもおかしいというふうな、頭で読むとこちらの中の方も早く整えてほしいという気持ちが出ていますけれども、しかし、一方、現在の不服審査型審判方式はある程度の効果を上げているのではないかと。そういう現状認識をお持ちの方も結構いらっしゃると思いますので、両方の気持ちを察した上で「一定の条件が整った段階で」と、ややニュートラルな書き方で書いてあるという趣旨に御理解いただければと思います。

では、どうぞ。

**村上委員** 最後の点だけ、取消訴訟型で3で書かせてもらったので、これは前から書いてあるところを要約したようなものなので、裁判所に取消訴訟を提起する行政処分取消訴訟型が基本的行政手続であるから独占禁止法もその手続

を採用すべきであるということと、しかも聴聞官制度をとって事前行政聴聞を整備して東京地裁への専属管轄を付与すると理想的な制度になる。そのペーパーの1ページから2ページになります。

それから、こういうメリットがあるんだということで、これは今まで書いたところでございます。それから、恒久的な手続を構築する場合には事前審判は当然検討するんでしょうけれども、取消訴訟型についても十分検討すべきであるというふうに入れてもらえばそれで済みなのですが。

というのは、私も取消訴訟にしたからそれで全部終わりというわけではないので、やはり事前聴聞の聴聞官制度と、それから東京地裁の専属管轄とは不可欠なのであって、それを合わせると非常にいい制度になるという趣旨なもので、もしこれでうまく入らないようだったらむしろここは1点だけ個人意見ということで書かせてもらおうかと思っております。

**塩野座長** 結構です。

諸石委員、どうぞ。

**諸石委員** 石井委員が今おっしゃいましたのは、議論の経過を聞いていればわかるけれども、これだけを読んだのではどちらに向いているのか、もうひとつわかりにくいという御意見だったと思いますので、石井委員の意見を私が代弁するのもおかしいかと思いますが、例えば「当面、これを維持することが適当である」という前段の文章を、「当面はこれを維持することが適当である」と書けば、何となくその気持ちがにじむのかなと思いました。

**塩野座長** 今の御提案でございますが、よろしゅうございますか。気持ちは出てくると思います。どうもありがとうございました。それでは、入れる方向で考えさせていただきます。

聴聞官制度はどういうものであるかということをおいて、東京地裁、地裁と言っても、それは意味のない話なんです。聴聞官制度が充実すればするほどアメリカ方式になるんです。アメリカ方式ということは、つまり事実問題と法律問題を分けるという基本があるわけです。ですから、アメリカ方式の一部を取って、あとは日本法ということにはなかなかならない。だから、もし私がこの中に入れるとなると聴聞官制度というのはどんなものかということをもう一度議論しなければいけません。そこは今の段階では無理ですので、どうぞ御自分でお書きいただきたいと思っております。

**村上委員** 長期的には、取消訴訟というのは残る選択肢だろうと思っております。

**塩野座長** ほかにいかがでございますでしょうか。これは大分議論をいたしまして、榎野委員がこれを読みにくいと言われれば大変困るんですけども、大体意味は取っていただけますね。榎野委員にも大分文章上、手を入れていただき

ました。

石井委員、先ほどの諸石委員の御発言のように「は」というのを入れるということで気持ちを出させていただきます。

石井委員 よろしくお願いいたします。

塩野座長 それでは、「審判に対する信頼性・透明性確保」の部分は御意見がありましたのでかなり書き換えました。見え消しの方でございいただきますとおわかりになるかと思えます。特に御指摘があって今後非常に重要なものが入ったかと思えますのは、審判官の31ページの辺りでございますけれども、最後のところのですね。これはこういった忌避、回避という言葉で表現があったんですけども、これは法律上いろいろ言葉の使い方が違います。行政手続法も趣旨は同じようなことがあるんですけども、忌避、回避という言葉を使わずに規定をしておりますので、ここでも制度に即して、当該制度に即した形で書いているけれども、気持ちは忌避、回避という、要するにフェアでアンフェアなことではないようにするという意味でのことであると、これは大変重要な御指摘だと思いました。規則で書くのか、法律で書くのかということは法制上の問題として処理させていただくということでございます。どうぞ。

村田委員 この部分で書き加えていただいているのはまさしくこのとおりだと思うのですが、最後の部分について、31ページのこの段落の最後は「方策が考えられる」というまとめかたになっておりますが、これを「方策をとることが適当である」というように、表現を変更していただけないでしょうか。ほかのところでも何々することが適当であるという表現は結構出ているように思いますので、そのようなまとめ方をお願いしたいと思えます。特に先ほどから出ていますように、不服審査型審判制度を当面維持するのであれば、なおさらのこと、この審判に対する信頼性を確保するということは非常に重要であるので、そのために「方策をとることが適当である」という表現でまとめていただきたいと考えております。

塩野座長 どちらも同じですけども、お気持ちはわかります。どうでしょうか。

割合「考えられる」が多いんです。「適当である」という言葉と、「考えられる」という言葉と、「適当と考える」とか、いろいろなことがあって、ここは一種のアイデアで、対応としてこういったアイデアがありますよということなものですから、だから「考えられる」と書いてあるんだと私は思います。こうした要請への対応としてこれこれが考えられる。日本語としてはそういうことです。

村田委員 もう一つ、今ここに 、 、 ということ明記していただいているわけですが、もう一点入れていただきたいと考えております点は、審判官

の公正取引委員会からの独立性を明確にするという部分でございます。ここに「資料 14 参照」ということで、これも以前、公正取引委員会から御説明いただきましたが、資料 14 に書いてあります点は、審判官は被審人及び審査官から独立して審判手続を行っているということです。したがって、被審人と審査官からの独立性については今の時点で既に明確になっていると思いますが、委員会からの独立性ということについては必ずしも明確になっていないということで、是非、委員会からの独立性という趣旨を反映していただければと思っております。

**塩野座長** その御指摘があったことは私も了解しておりますけれども、審判手続があって審判官を置くというのは当たり前なものですから、それに上から指揮をされたのではどうかと思いますし、プロフェッショナルというのはそういうものだとは私は思っております。一緒に書こうという話があれば、それはそれで結構ですけれども、行政手続法の時もそういった議論はした記憶がありますが、要するに独立してやるものなんですね。それを見て参酌して行政庁が処分をするというのが行政手続法の基本的な考え方ですから、参酌をする前にあしろうしろとといったのでは参酌にならないですね。専門家を置くということはそういうことだと私は思います。

**村田委員** その独立性というのも、審判規則にしか書かれていないわけですね。独占禁止法の法律そのものには書かれていないと思います。

**塩野座長** それから、もう一つここで時々議論になるんですけれども、規則なんですけれども、特に審判規則になると、最高裁判所で言えば規則がございます。それで、公正取引委員会は三條機関として、そしてまた準立法機関として位置付けられますので、私は規則というのは法律と同様に考えてもいいんじゃないか。準立法機関というところから考えますとですね。だから、規則だからだめなので、やはりこれは法律に拡大しなくちゃいけないという議論にはなかなかならないと思うんです。

ただ、刑事罰の構成要件みたいなものについて増井委員が時々御発言のように、それはやはり法律で書かなければいけない。これは罪刑法定主義の基本的なことがありますけれども、そうでない問題については準立法機関である公正取引委員会にかなり大幅な委任をし、そこで規則でいろいろなことを書いていくのがむしろ適当ではないかと考えますので、ここで先ほどもちょっと申しましたように、の「法令上明定する」というのも、これは別に法律というふうに区切っているわけではございません。これは、これからの法制当局でいろいろ議論をするときにどちらでもいいと言ったら何ですけれども、この趣旨を活かしたような形で法制上明確にしてほしい、法令上明確にしてほしいということで、法律か、あるいは規則かというふうに仕分けはしておりません。ほかにご

ざいますか。

それでは、次の3の「審判・事前手続における証拠開示の在り方」、「行政調査（審査手続）の在り方」、それから「警告・公表の在り方」の部分、溶け込み版のページ数で申しますと31ページから37ページのところでございます。順に御議論をいただければと思います。

どうぞ、石井委員。

**石井委員** 前回、ペーパーを提出して審査審判における適正手続を確保するために、資料の閲覧と謄写制度の充実、それから機密保持を徹底すべきであるという意見を申しあげましたが、報告書の中で触れられているように思えないので、どこかに入れていただければありがたいと思います。

**塩野座長** 東出委員、何かコメントはありますか。

**東出参事官** 閲覧謄写の関係ですけれども、自社の分の留置物、公正取引委員会の提出命令で公正取引委員会の方に提出したのものについては現行法でも閲覧謄写が原則できるということになっておりますので、その部分については触れておりません。

そのほかのものにつきましては、ここでは開示という言葉を使っていたと思いますけれども、およそすべて他社のものを含めて出すかということにつきましては、議論をしていただいた31ページから32ページにかけてと33ページから34ページにかけてですけれども、その辺については必ずしも適当ではないという御意見がまとまったと思っていますので、その部分では触れてはおりません。

ただ、個々の話については32ページの一番下のところですが、「なお、個別の事案に応じて、公正取引委員会が弾力的な運用を行うことを妨げるものではない」ということでなお書きを加えたという形の文章にしているところです。

**石井委員** ということは、現行法ですと謄写とか、そういうものは認められているということですか。

**東出参事官** 自社の留置物についてはですね。

**石井委員** それで、その他の場合に、いろいろ知りたいような場合においては、個別の案件でいろいろ考えていただけると。

**東出参事官** 弾力的な運用ということになりますけれども、一般論としてではなくということで、なお書きを加えた形になっております。

**塩野座長** どうぞ、続きまして、もしあれでしたら基本的な調整手続の中でございますので、3、4の方に行き渡っても結構でございます。

**村田委員** 38ページの最後の部分で、「独占禁止法違反行為の減少」とありますが、これは「独占禁止法違反事件」ではなくて「行為」ということでいい



のでしょうか。

**塩野座長** 38 ページはまだです。今は 31 ページのところをやっていますので。

それでは先に進ませていただきますけれども、この点については増井委員から、2つの制度は違うので分けてきちんと書くようにということがありましたし、またそれではということで別の委員からは、ここは警告とその公表というのがむしろ適切ではないかというふうな御指摘もございました。

ただ、警告と公表は確かに制度としては違ったものなんですけれども、この公正取引委員会の業務運営としては警告と公表は常に結合されて出てきている。そしてまた、議論は主として公表の方に集中しておりました。この書きぶりも警告というのは行政指導です。そして、公表ということにはこういう問題がありますというふうに書いてございます。その意味で、概念上は切り分けてございますけれども、内容的には警告・公表というニュアンスが非常に強く出ているということだけお断りしておきたいと思えます。

また後で返ることあるべしということで先に進ませていただきますと、この「その他」の部分、溶け込み版で申しますと 38 ページから 39 ページのところ、既に村田委員から御発言がありました。38 ページのどこですか。

**村田委員** 38 ページの最後の部分でございますが、「独占禁止法違反行為の減少」ということでよろしいのでしょうか。それとも、「独占禁止法違反事件の減少」なのでしょうか。

**塩野座長** これは、どうですか。

**東出参事官** 「違反事件」と書いてある部分と「違反行為」と書いてある部分と混在しているところがございます、割と気分的なものもあるのですが、何日にもわたって書いておりますのでその日によってというのがありますが、多少気にしていますのは具体的な件数とか、そういうようなものが出てくるようなところは「事件」という言葉になっていると思えますが、そこは再確認をしてみます。それで、ここの部分については事件になるならならいにかかわらず、そういうものがなくなってくるのでしょうかという気持ちの方で「行為の減少」という用語を使っているということでございます。

そういうことで若干の使い分けがあるところですが、もう一度使い分けについては確認をしてみたいと思えます。

**塩野座長** この辺の部分は、今日はちょうど御欠席の角田委員、浜田委員が御関心のところだと思えますけれども、特にお2方からはいいですね。

それでは、一応 から始めまして に至りました。そこで、最初に申しあげましたように戻りまして、「はじめに」から御議論を賜りたいと思えます。

「はじめに」はただ淡々と書いてあるだけでございますので何も無いと思

ますけれども、問題は「検討の基本的視点」というところで、先ほど御紹介がございましたように「先進諸国」というのを「欧米諸国」に変えたり、御指摘に基づいて変えたりしたところはございます。最も多く変わったのは1の「検討の基本的視点」のところは消費者政策との関係でございまして、先ほどこの辺は気に掛かっていたものですから先に弁明的なことを言ってしまったんですけども、あの弁明はおかしいということであれば佐野委員からどうぞ御発言いただいて結構でございます。

**佐野委員** 短いんですけども、ポイントはきちんと入れていただいたので結構です。

**塩野座長** 根岸委員、消費者政策をここに入れるのは余り好まれなかったけれども。

**根岸委員** 入れることというか、この中身には別に反対しておりませんが、ここに書いたものがどういうふうに本文の方に具体化されているかという余り具体化されていないで、今、言おうとした言葉を言うともまずいなと思って止めているんですけども、若干リップサービスみたいなのところがあって、それがどういうふうに具体的になっているかという、余りそれがない。

だから、書いてあることはそのとおりで何も問題ないと思いますが、ちょっとそういう点があるというだけでありまして、発言としては大したものではありません。

**塩野座長** 私の理解では、やはり総合的に作用しているということが重要だと思うんです。ですから、独占禁止法の御専門の方が、ここは消費者の利益は関係ないじゃないかと思いついていてあるところがあるのではないかと。実はそれが思いの至らないところでありまして、これは現代の消費社会から言うと、それはやはり消費者の利益も保護しているんだということがあるのではないかと。そういう意味での相互作用についてこれからも注意してくださいということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

**金子座長代理** 特に、最後の2行が入ったことが非常に重要だと思えます。この場でも競争ルールと消費者政策は何か別のような発言もありましたけれども、実はそうではなくてお互いに密接に関わり合いを持っている。そのところが書いてあって、非常に結構だと思えます。

**塩野座長** どうぞ、小林委員。

**小林委員** 直接の議論とは関係なくて、ただ表現の問題なんですけれども、消費者政策との関係のところ2か所、「良質で安価な」という表現を使っているんですが、「良質で安価な」という書き方はいいのか。良質なものが必ずしも安価とは限らず、市場メカニズムが機能されたことによって良質なものが適正な価格にはなると思うんですけども、安価というのはちょっと言い過ぎでは

ないかと思いましたが、表現を変えた方がいいのではないかと思いました。

**塩野座長** これは割合使われている言葉ではなかったでしたか。

**小林委員** 一般的には使われている言葉なので、私も取り上げるのはどうかとは思ったんですけれども。

**金子座長代理** 「適正な価格」というと、何が適正な価格であるか。そうすると、マーケットで決定されるマーケットプライスが適正だという形になるんだと思うんですけれども。

**小林委員** 多分「良質で安価」というのは一般的に使われている言葉なので、さらっと言ってしまうでもいいのかもしれないんですけれども、ちょっと気になったのでコメントだけさせていただきます。

**塩野座長** 2の検討事項のところは事実を書いたものでございまして、「本懇談会における検討事項」というのは幅広いところからこれだけのものを取り上げましたということで、この取り上げ方が必ずしも十分ではないのではないかという御批判もあろうかと思えますけれども、限られた時間でこういった構成メンバーの場合にはある程度絞り込みは致し方ないのかなと思っております。この辺について何か御議論ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、「はじめに」から始まりまして までひと当たり議論をさせていただきました。これを全部やってみたらやはりこの辺はこう直した方がいいのではないか、あるいは自分としてはこの際この場で全体に関して意見を述べておきたいという方がおありでしたら、今日はまだ多少時間もございますので、どうぞ意見の御開陳をお願いしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

**根岸委員** 非常にささいなところかもしれませんが、さっき 19 ページで日野委員がおっしゃったところですね。村田委員もおっしゃったのですが、私自身は不公正な取引方法について違反金の対象とすることについては賛成していません。反対していますので、その点では村田委員と全く同じなのですが、しかし、そういう立場から見てこれを書くのがいいのかなとちょっと思います。この注です。

**塩野座長** これは取りました。

**根岸委員** それならば結構です。命令違反が1例しかないというのならばわかりますが、命令違反に対して罰則が1例しかないというのならばもっとどんどんやればいけないかということになって、実際に命令違反はあるかもしれないのというようなことになるので、かえってマイナスではないかとちょっと思いましたので。

**塩野座長** これは、日野委員が恥ずかしいからやめろということで。

**根岸委員** わかりました。

**日野委員** さっきの「行為」と「事件」との関係と同じだと思います。「事

件」というのは表に出てきたものですし、「行為」というのは要するにアンダーグラウンドにありますからわからない。だから、本当はもっとあるのかもしれないわけですね。

**塩野座長** では、村田委員どうぞ。

**村田委員** そういう意味で、先ほどお配りいただきました修正案の最後のところで「不公正な取引方法については、刑事罰の対象ともなっていないが、まずは違反金の対象とすることの適否を検討した」とありますが、この「刑事罰の対象ともなっていないが」という部分に、確定審決違反罪はあるということ、注のような形で書いていただいていたほうがより正確ではないかと思えます。

**塩野座長** やるとすれば括弧書きになります。

**村田委員** 要するに、刑事罰の対象に全くなっていないわけではないということ、これを正しく情報として伝えるということだと思えます。

**塩野座長** そうですね。命令に対しては。

**根岸委員** 1例とかということではなくて。

**日野委員** 制度としてということですね。

**村田委員** そうです。

**塩野座長** 別なところにやや触れているところもありますので、今の御指摘は国民の皆様にはわかりやすいように書きたいと思えます。

どうぞ、石井委員。

**石井委員** 最後の方の 36 ページの警告の公表についてでございますが、これまで議論にもなりましたように、企業にとって警告は重いものですのでもともと反対しております。報告書では、これまでの意見をかなり書き込んでいただいていると思えますが、上から 9 行目にありますように「当該警告について争う手段が確保されていない」という問題が残っておりますので、「問題があるので禁止するべきである」としていただきたいと考えます。

**塩野座長** この点については、警告というのはやはりやめるべきではないかという御議論も当初からございました。しかし、他方、独占禁止法の御専門の方あるいは公正取引委員会の方から、警告というのはそれなりの機能を果たしているんだということで皆様方、それから消費者の方々も賛同されました。それであれば、そういうものとして前提とはするけれども、しかしこういう問題があるので制度上もう少しきちんと手続等を整備した方がいいのではないかというストーリーでできております。ですから、警告の御反対の御意見はあろうかと思えますけれども、それはそれとしてまたお述べいただく以外にはないと思えます。

ほかに何かございますか。諸石委員、何かございましたらどうぞ。

**諸石委員** 特にございません。

**塩野座長** それでは、先ほどから幾つかございました御意見につきましては、ここで御確認いただくというほどのことでもないと思います。私に御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それで、修正した報告書につきましては次回の26日に御確認をいただくということになるかと思えます。

どうもありがとうございます。皆様のお陰によりまして、報告書（素案）が報告書という形に訂正の上なるかと思えます。

ただ、報告書に関連しまして、本体とは別に資料が付きますけれども、それとは別に説明の便宜のため、括弧書きの枠の中、囲み書きの中を中心に内容を簡単にまとめました概要版を作成するということを予定しております。

ただ、この概要版についてまた御審議いただくのも大変でございますので、これは大体ほかのところでも事務局の責任において概要版をつくって要所、要所に説明をするというのがならわしであると思えます。ですから、ここはすべて事務局の責任において、しかし歪曲をしないようにきちんとしていただきたいと思います。

それから、時々申し上げていることですが、報告書本文とは別に付記したいということでございましたら、少数意見、個人意見あるいはその中の補足意見と、いろいろなものがあるかと思えますので種類は問いません。ですが、連名でも結構でございますけれども、個別のお名前で提出をしていただいて結構でございますということでございます。この点については事務局から既に御連絡をさせていただいているかと思えますけれども、短くて大変申し訳ないのですが、6月21日木曜日の午前中までとなっております。

そう短く切った理由は、この中に入れ込むんですか。

**別府次長** 全体の報告書の中には入れようということでございます。

**塩野座長** そんなに短いのは嫌だ、短時間は嫌だということであれば、私の方は26日まで結構ですが、そうするとそれは報告書の中には織り込みません。ですから、今の案としては報告書の中に織り込みたいと思えますので、21日木曜日の午前中までに御提出方をよろしくお願いしたいと思います。

本日の会議は中身的には以上で終わらせていただきますけれども、ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

**村田委員** 時間がまだあるようですので、本日の最初の注意なり警告の事件に関して、松山局長から御紹介いただきました携帯電話の警告について教えていただきたいと思っております。

この事件がなぜ警告で終わったのか、つまり、排除命令ではなくて警告でよいと公正取引委員会として判断された理由について、事実関係を見る限りにお

いては、あるいは実際に宣伝を見た限りにおいては、排除命令として措置されても不思議ではなかったように個人的には受け止めているのですが、それについて参考までに教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**塩野座長** 今、何かありましたらどうぞ。

**松山局長** 具体的に個別事案の証拠関係などについて私が承知しているわけでも、担当でもなかったものですから。

**塩野座長** また別途御連絡するということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、次回会合について事務局から御案内をお願いいたします。

**別府次長** 次回の会合は、6月26日火曜日を予定しております。ただ、国会の延長とかいろいろなことで、官房長官日程とかがまだ固まっていない部分もございまして、開催時間につきましては一応午後5時以降を今、考えておりますが、正式にはまた追って確定次第、御連絡させていただきたいと思います。

場所は、官房長官に最終的に報告書を手交したいと思っておりますので、総理官邸の小ホールを予定しております。これもまた御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**塩野座長** 最後の会でございますので、是非御出席方をお願いしたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。それでは、これで会議を終わらせていただきます。

(了)